

## 児童扶養手当とは…

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。



### 1 児童扶養手当を受けられる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。

「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

#### 手当の対象となる児童

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が政令で定める障害のある児童
- 4 父または母が生死不明な児童
- 5 父または母が1年以上遺棄している児童
- 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 9 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



#### ■ 手当が支給されない場合

次のような場合には、手当を受ける資格がありません。

#### 児童が

- 1 日本国内に住所を有しないとき。
- 2 公的年金を受けられるとき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合を含む。）。
- 3 遺族補償等を受けられる場合又はこれらの給付を受けられる受給資格者に養育されている場合で、この給付の事由発生日から6年を経過していないとき。
- 4 父又は母に支給される公的年金の加算の対象となっているとき。
- 5 児童福祉法上の里親に委託されているとき。
- 6 父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障害の状態にある場合を除く。）。